

## 障がい福祉サービス 申請から支給決定までの流れ

### 介護給付

(例) 居宅介護、短期入所等  
(※共同生活援助の場合も有)

### 訓練等給付

(例) 就労継続支援等  
(※同行援護の場合も有)

### 障がい児通所給付

(例) 児童発達支援、  
放課後等デイサービス

#### 【 利用の相談 】

松江市基幹相談支援センター「絆」、松江市障がい者福祉課、相談支援事業者等

#### 【 利用の申請 】

松江市障がい者福祉課、各支所市民生活課

#### 【 サービス等利用計画案の提出依頼 】

指定特定相談支援事業者(相談支援専門員)

#### 【 障がい支援区分認定調査、概況調査 】

認定調査員による障害、介護状況等の調査

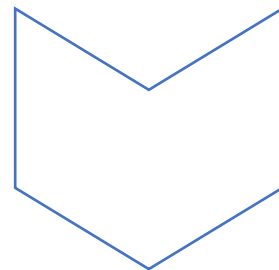
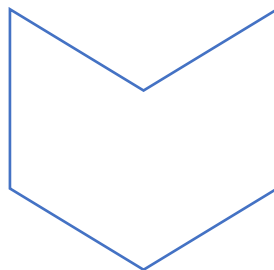
#### 【 窓口等で聞き取り調査 】

支援状況の聞き取り調査

#### 【 医師意見書の提出 】

#### 【 障がい支援区分の認定 】

一次判定 (コンピュータ)  
二次判定 (市町村審査会)  
非該当、区分認定 (1~6)



#### 【 サービス等利用計画案の提出 】

指定特定相談支援事業者(相談支援専門員)

#### 【 必要に応じて審査会の意見聴取 】

#### 【 支給決定 】

給付決定通知書、受給者証の送付

#### 【 サービス利用契約・サービス利用開始 】

障がい福祉サービス事業者と契約、サービス利用